避難確保計画の作成及び訓練について

恵庭市役所
総務部基地・防災課

目次

１　恵庭市における要配慮者利用施設の指定

２　避難確保計画の作成について

３　避難確保計画に基づく訓練について

４　今後のスケジュール

目次

１　恵庭市における要配慮者利用施設の指定

２　避難確保計画の作成について

３　避難確保計画に基づく訓練について

４　今後のスケジュール

恵庭市における要配慮者利用施設の指定

想定最大規模に基づく浸水想定区域

（浸水深：0.5m～）　（河岸浸食エリア）

及び

土砂災害警戒区域内にある施設を指定

恵庭市における要配慮者利用施設の指定

○浸水想定区域

・・・河川の氾濫により、浸水が想定される区域
　国または北海道（河川管理者）が指定する

○想定最大規模

・・・想定し得る最大規模の降雨
（1000年以上に1回程度発生するとされる大雨）

想定最大規模に基づく浸水想定区域

1000年に1回程度発生するとされる大雨により河川が氾濫し、浸水が想定される区域

恵庭市における要配慮者利用施設の指定

想定最大規模に基づく浸水想定区域（浸水深：0.5m～）

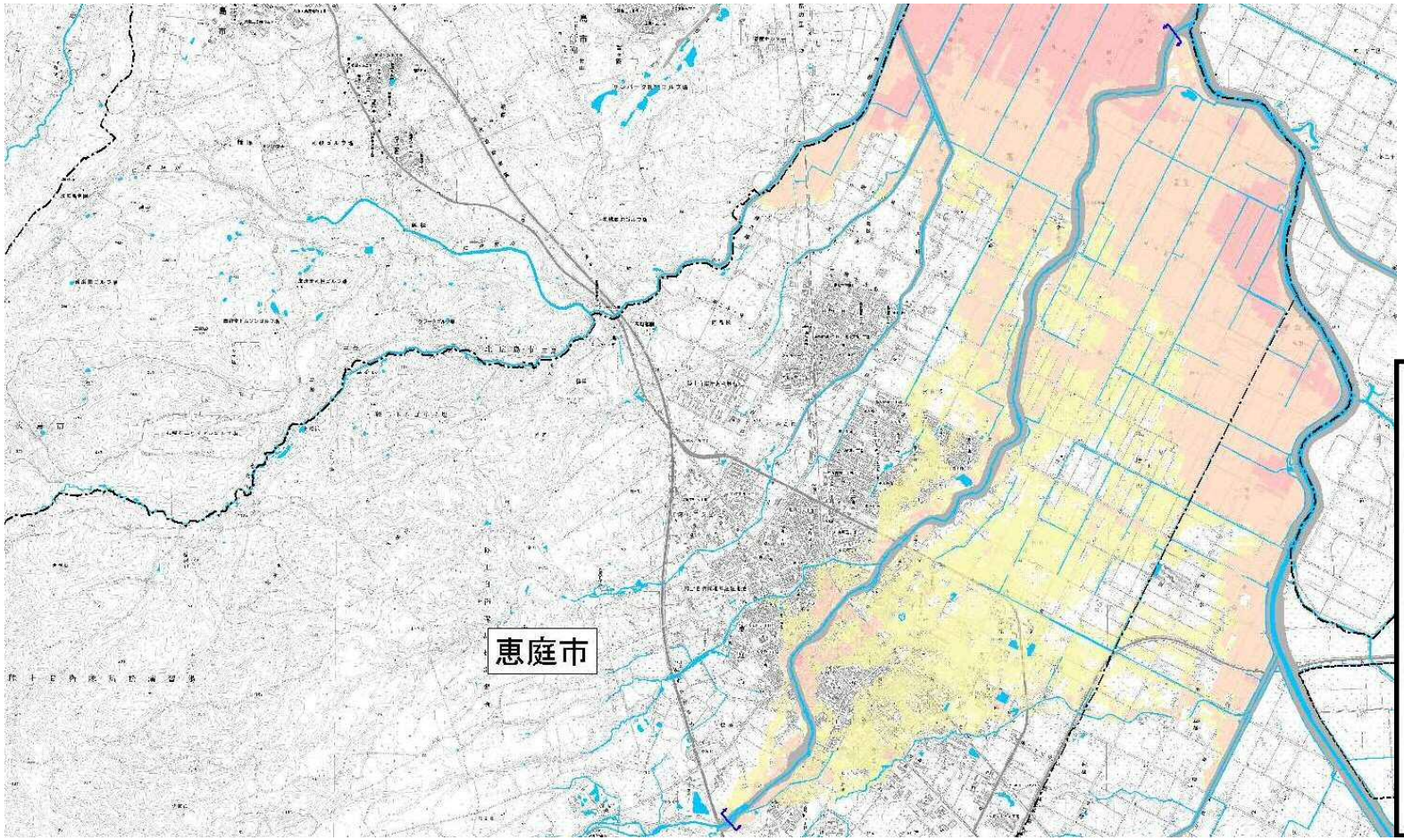

凡　例

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域

市町村界

遊水地群（建設中）

浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

恵庭市における要配慮者利用施設の指定

想定最大規模に基づく浸水想定区域（河岸浸食）

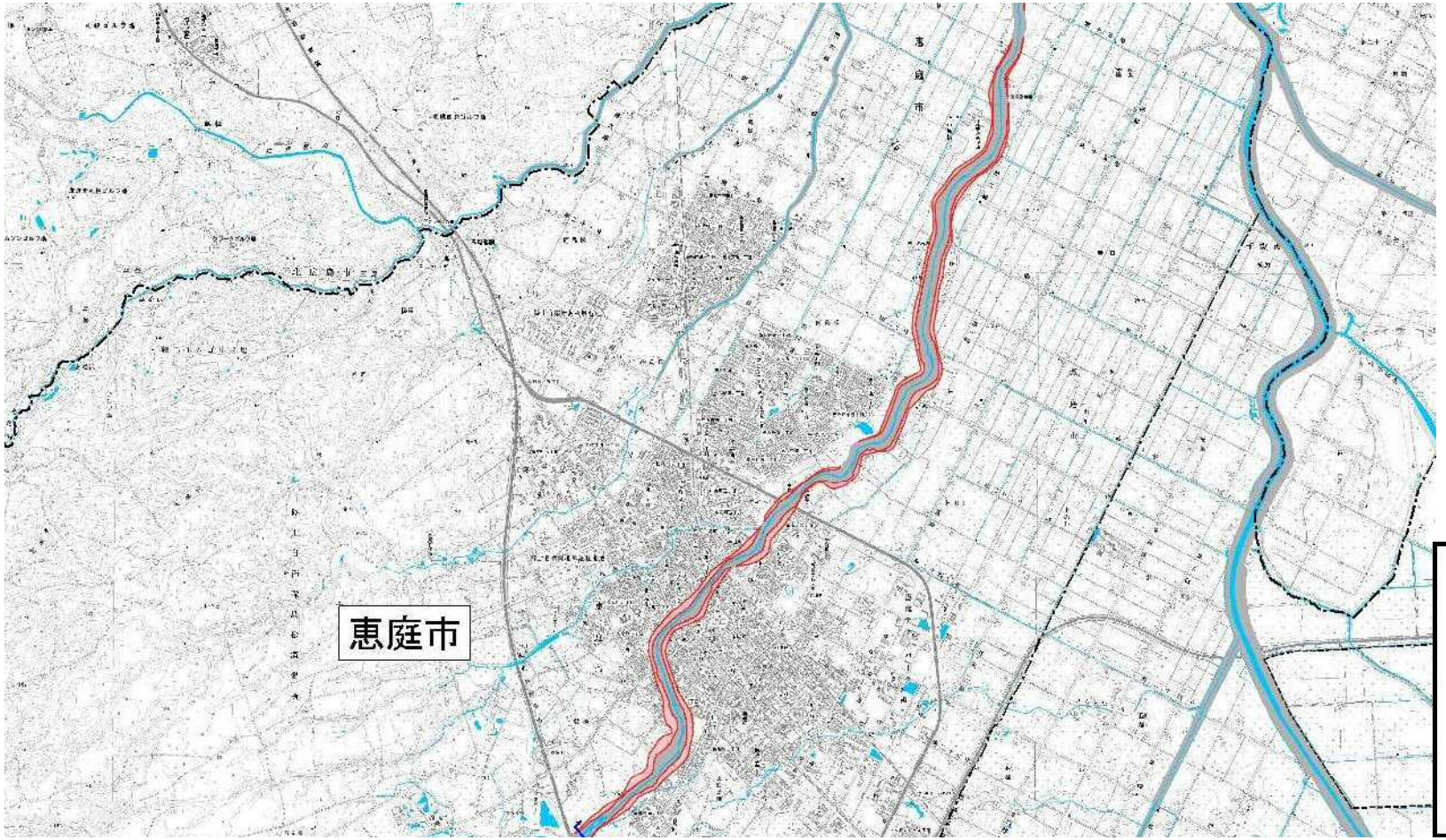

凡　例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 市町村界
- 遊水地群（建設中）
- 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

恵庭市における要配慮者利用施設の指定

土砂災害警戒区域

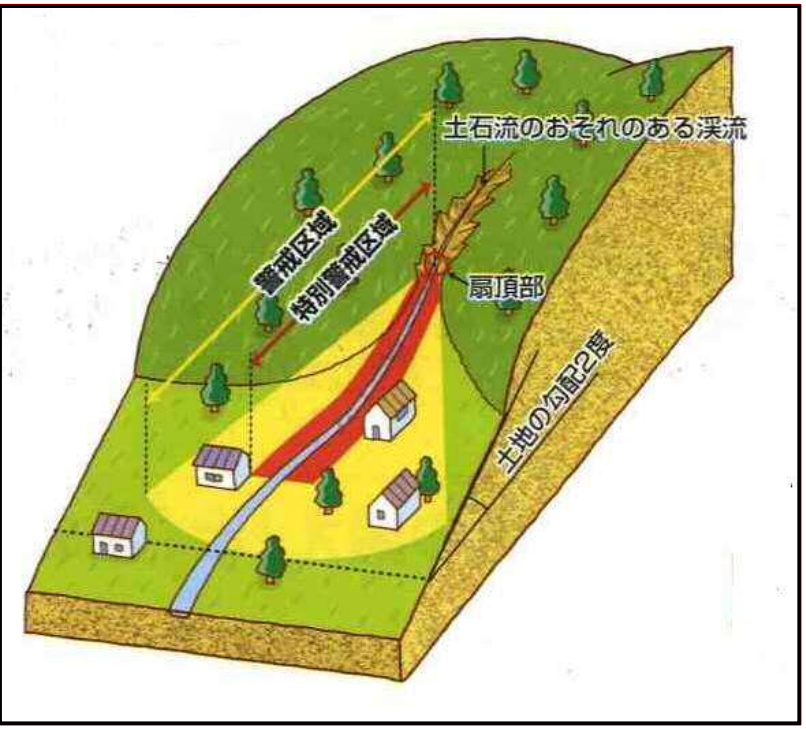

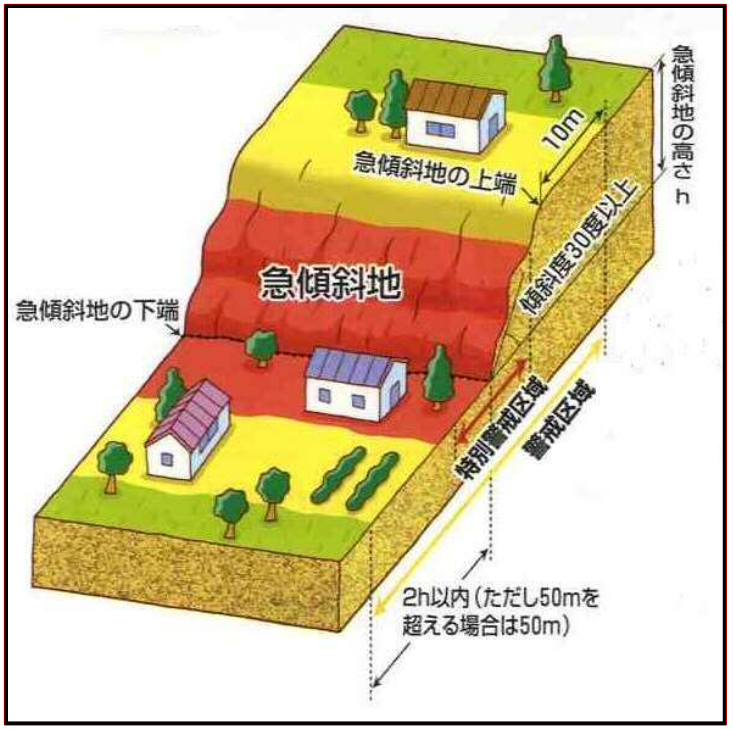

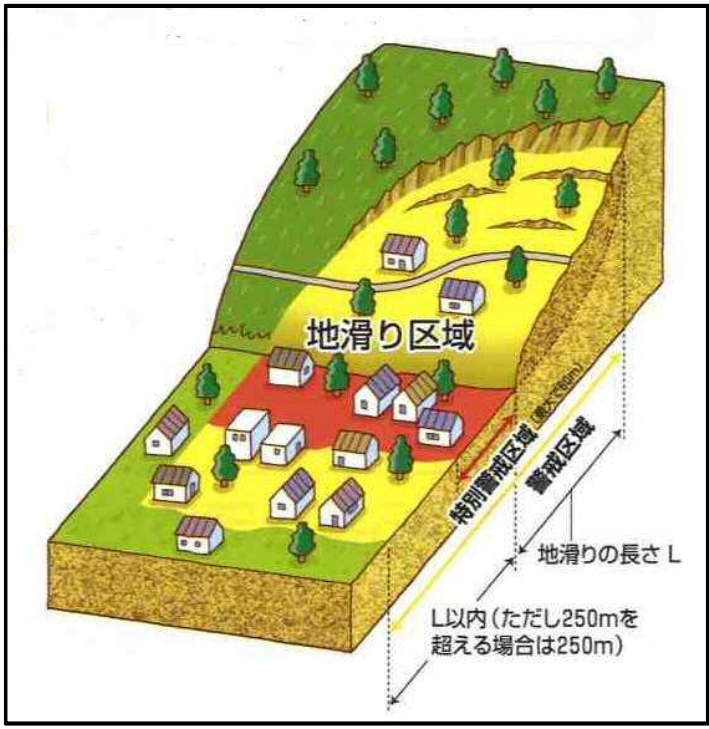

恵庭市における要配慮者利用施設の指定

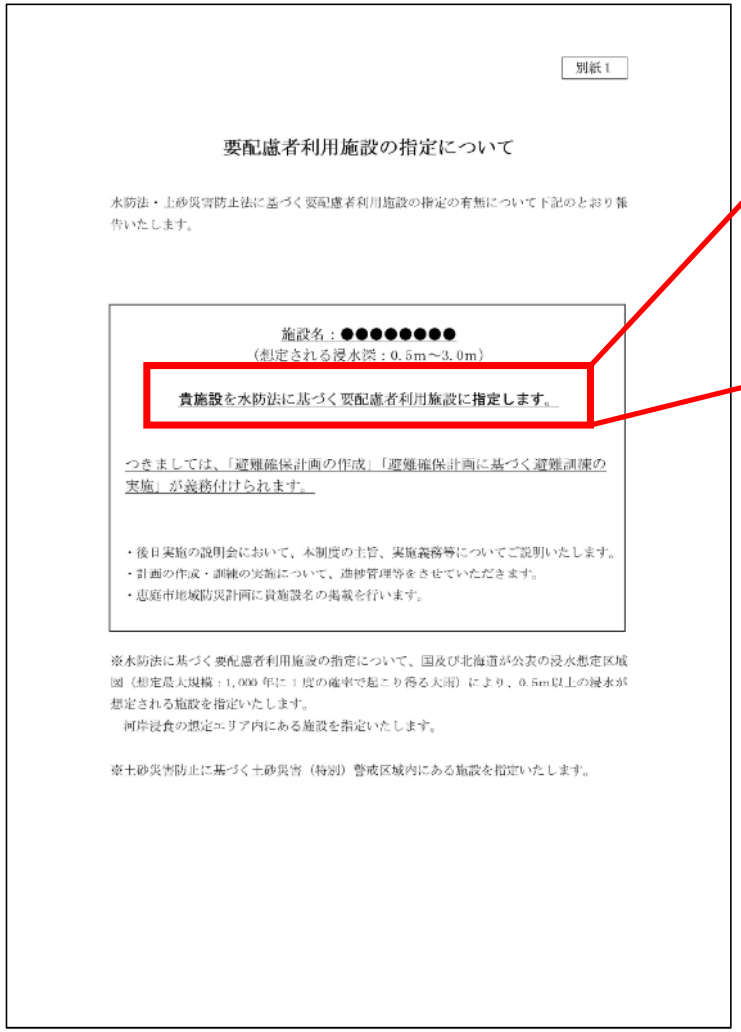

別紙１

要配慮者利用施設の指定について

水防法・土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の指定の有無について下記のとおり報告いたします。

施設名：●●●●●●●●
（想定される浸水深：0.5m～3.0m）

貴施設を水防法に基づく要配慮者利用施設に指定します。

つきましては、「避難確保計画の作成」「避難確保計画に基づく避難訓練の実施」が義務付けられます。

・後日実施の説明会において、本制度の主旨、実施義務等についてご説明いたします。
・計画の作成・訓練の実施について、進捗管理等をさせていただきます。
・恵庭市地域防災計画に貴施設名の掲載を行います。

※水防法に基づく要配慮者利用施設の指定について、国及び北海道が公表の浸水想定区域図（想定最大規模：1,000年に１度の確率で起こり得る大雨）により、0.5m以上の浸水が想定される施設を指定いたします。
河岸浸食の想定エリア内にある施設を指定いたします。

※土砂災害防止に基づく土砂災害（特別）警戒区域内にある施設を指定いたします。

貴施設を水防法に基づく要配慮者利用施設に**指定します。**

義務化

避難確保計画の作成

及び

避難確保計画に基づく訓練の実施

目次

1　恵庭市における要配慮者利用施設の指定

2　避難確保計画の作成について

3　避難確保計画に基づく訓練について

4　今後のスケジュール

避難確保計画の作成について

計画の必要性・作成主体

●要配慮者は、避難に多くの時間の要する可能性があるため、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難確保計画を作成する必要があります。

●避難確保計画は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的に取り組む必要があります。

避難確保計画の作成について

計画の必要性（浸水深：～0.5mの施設）

●浸水深が0.5m未満は床下浸水くらいと言われています。しかし、施設毎の状況によっては、施設利用者を施設２階や避難所などへ避難を検討しなければなりません。

●昨今の激甚化・局地化する自然災害に備え、日ごろから防災意識の向上を図る必要があります。

避難確保計画の作成について

避難確保計画の内容

- 洪水時等の防災体制に関する事項
- 洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 洪水時等の避難の確保を図るための施設の設備に関する事項
- 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 自衛水防組織の業務に関する事項

  （自衛水防組織を設置した場合に限る）

避難確保計画の作成について

計画を作成しようと思うが、どのように作ればいいか…

・市HPの入力フォーマットから必要事項を入れていく。

・恵庭市HPのメイン画面で『要配慮者利用施設』と検索

タイムライン、避難確保計画　入力フォーマット

【注意！】

・本シートは、タイムライン及び避難確保計画を簡易に作成することを目的としたものです。このため、出力シート上に作成される計画内容は、必ずしも各施設の状況を反映したものとはなりません。適切な計画を作成するため、各施設においてはシート上に作成された計画内容を十分確認し、必要な場合修正してください。
・シートの性質上、文字がつぶれたりする場合がありますので、その場合は適宜エクセルシートの大きさを変えるなどで表示内容を調整してください。
・太枠線内のオレンジ（一部、黄）色付けされた部分に入力してください。
・出力シートの内容の修正は、直接出力シートに対して行ってください。

入力項目	入力セル	入力例、備考等
反映先：表紙、他		
計画作成年月日	2020 年 11 月 17 日	2020年11月17日
施設名	特別養護老人ホーム恵庭園	特別養護老人ホーム恵庭園
住所	恵庭市京町１番地	恵庭市京町１番地
所在市町村名	恵庭市	恵庭市
所在地区名（避難勧告等の発令先地区名）	恵庭市京町	恵庭市福住町1丁目
対象となる災害	1. 浸水害	1. 浸水害 2. 土砂災害 3. 両方
反映先：タイムライン「１．施設の利用状況の確認」、避難確保計画（様式１）		
施設の収容人数の状況		
昼間	利用者 100名 施設職員 20名	利用者10名 施設職員5名
夜間	利用者 50名 施設職員 5名	利用者10名 施設職員2名
休日	休日設定の有無 平日と異なる	平日と同じ／平日と異なる
	利用者 1名 施設職員 2名	利用者10名 施設職員5名
避難対象、利用者数、施設職員数		
種別（歩行状態等）	利用者 約　施設職員 約	
ストレッチャー	利用者 10名 施設職員 2名	幼児6名　施設職員1名
車いす	利用者 20名 施設職員 5名	車いす3名　施設職員1名
歩行可能	利用者 70名 施設職員 5名	
	利用者　施設職員	

避難確保計画の作成について

避難確保計画

【施設名：特別養護老人ホーム恵庭園】

2020年 11月　作成

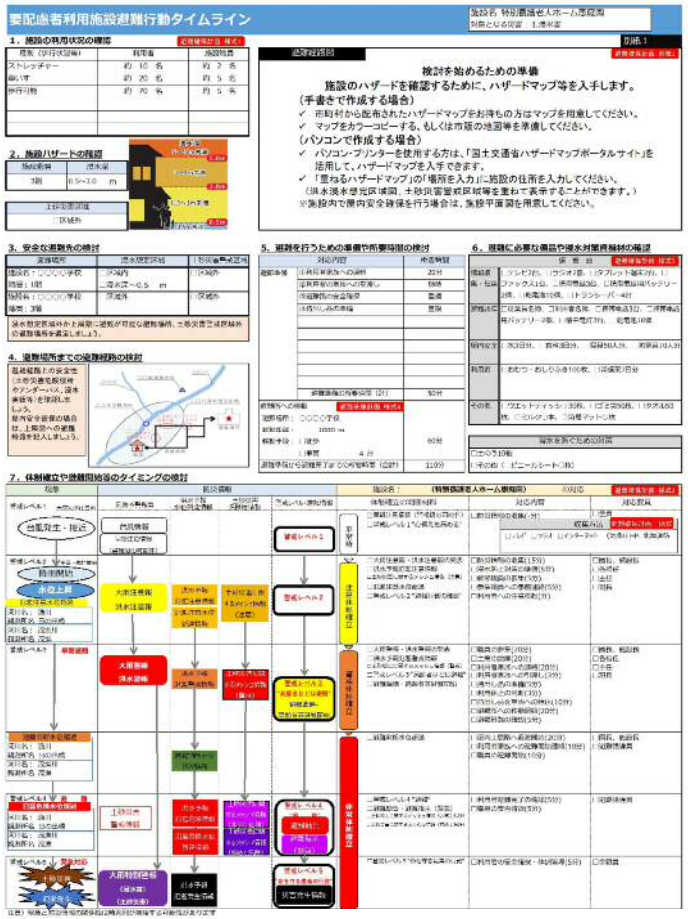

入力フォーマットを全て入力すると、
『避難確保計画』
と
『施設のタイムライン』
が出来上がる。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

国土交通省

消防計画に追記する例　‥以下の6事項を追記する

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条（目的）に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

（目的）
第○条　この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、○○○について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人[illegible]安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。
　また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

②自衛水防組織の項目を追加（手引き　P21～P23参照）
自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。　※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

（自衛水防の組織と任務分担）
第○条　○○○○の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表○のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

③洪水時の防災体制の項目を追加（手引き　P4～7参照）
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

（洪水時の活動）
第○条　洪水時においては、次の防災体制をとる。

項目を追加

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	○○情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	○○情報発表 ○○地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、‥	情報伝達係、避難誘導係、‥
非常体制	○○情報発表 ○○地区に避難勧告又は避難指示（緊急）発令	施設全体の避難誘導、‥	避難誘導係、‥

④洪水時の避難誘導の項目を追加（手引き　P17～19参照）
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。　※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

（洪水時の避難誘導）
第○条　洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
（1）避難場所・経路
・第○条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設○棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
（2）避難誘導方法
・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする‥‥等

項目を追加

⑤避難の確保を図るための施設を追加（手引き　P20参照）
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。　※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

（洪水に備えての準備品）
第○条　第○条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内版、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加（手引き　P21参照）
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。　※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

（洪水対策に係る教育及び訓練）
第○条　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	○○月	（1）洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 （2）情報収集・伝達に係る訓練 （3）避難誘導に係る訓練
新入社員	その都度	
自衛水防組織	○○月	

避難確保計画の作成について

計画の作成単位

●計画の作成は、地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設やサービス種別ごとが基本となります。

●一つの建物内に、同一法人が複数の施設や異なるサービス種別を設置している場合は、複数施設の状況を加味して、一つの計画として作成することも可能です。

避難確保計画の作成について

作成した計画の報告先

●計画を作成したときは、速やかに市町村に報告することとなっております。

●サービス種別ごとに提出先が異なりますので、ご確認の上、ご提出ください。

避難確保計画の作成について

作成した計画の報告先

施設種別	『避難確保計画』提出先部署
高齢者施設	保健福祉部介護福祉課
障がい者施設	保健福祉部障がい福祉課
放課後児童クラブ等	子ども未来部子ども家庭課
保育施設	子ども未来部子育て支援課
病院・診療所	保健福祉部保健課
小・中学校	教育部教育総務課
幼稚園	子ども未来部子育て支援課

目次

1　恵庭市における要配慮者利用施設の指定

2　避難確保計画の作成について

3　避難確保計画に基づく訓練について

4　今後のスケジュール

避難確保計画に基づく訓練について

防災教育・訓練の必要性

●水害や土砂災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割・行動等について日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要です。

●防災訓練は、机上訓練や一部の参加（職員のみなど）で行っても構いません。実働訓練を行う際は、施設職員・利用者のみならず、地域と連携した訓練もご検討ください。

避難確保計画に基づく訓練について

訓練内容の例

●情報伝達訓練　●保護者・家族等への引き渡し訓練
●避難訓練　●施設職員の非常参集訓練　など

【避難訓練】
防災体制の確認（気象情報等の収集と施設内での情報共有）、避難判断、②施設内での避難誘導訓練、③施設外への避難誘導（移動）訓練など、様々な訓練があります。

避難確保計画に基づく訓練について

避難訓練の実施結果を踏まえた非常災害対策計画の見直し

非常災害対策計画を作成した後、避難訓練を実施し、計画を見直した。

- 平成29年10月20日の避難訓練には、長期入所者29名のうち、体調の良い24名が参加した。

施設の玄関先にて

避難場所の車寄せ付近

避難場所での入所者の降車の様子

避難場所の1階階段付近

避難場所での2階への移動の様子①

避難場所での2階への移動の様子②

避難場所の2階体育館にて

避難訓練の実施例

『要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）』より

目次

１　恵庭市における要配慮者利用施設の指定

２　避難確保計画の作成について

３　避難確保計画に基づく訓練について

４　今後のスケジュール

今後のスケジュール

避難確保計画の作成

令和３年１２月２８日までに、
市の担当窓口となる部署へ計画の提出をお願いします。

今後のスケジュール

避難訓練の実施

訓練実施後の報告義務はありませんが、実施状況の把握のため、確認させていただくことがあります。

今後のスケジュール

施設利用者、施設職員の命を守るため、

早期の計画作成をお願いいたします。